

加太雨水ポンプ場運転管理業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、加太雨水ポンプ場の運転管理業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。なお、仕様書中の「甲」及び「乙」は、業務委託契約書明示の「甲」及び「乙」と同一とする。

(業務の履行)

第2条 乙は、ポンプ場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書等に定めるもののほか、関係法令、その他関係書類（現場説明を含む。）に基づき、甲の指示に従って、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

2 乙は、契約満了又は契約の解除により乙が変更になる場合は、運転操作手順書及び引継事項（別紙1）を作成し、甲の指示する期間に業務の引継を協力して行わなければならない。

3 本仕様書に定める報告、届出及び解除は、書面により行わなければならない。

(法令等の遵守)

第3条 乙は、業務の履行に当たっては、下水道法（昭和33年法律第79号）、労働関係法令の遵守はもとより、業務の履行に必要な関係各法令及び監督官庁からの指示命令等を遵守するものとする。

(業務場所の所在地・名称及び主ポンプ能力)

第4条 所在地 和歌山市加太字出口2692番5
名 称 加太雨水ポンプ場
主ポンプ能力 横斜(ディーゼル機関)：口径1200mm×155.0m³/min×2台
主要機器 別紙主要機器一覧参照

(業務内容)

第5条 業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 各排水ポンプ設備(ディーゼル機関・減速機・吐出弁・補機含む)の操作、点検
 - (2) 燃料小出槽の操作
 - (3) 各固定式手掻きスクリーン設備のし渣かき揚げ
 - (4) 各ゲート設備の操作、点検
 - (5) 各施設の給油、塗装及び軽易な補修
 - (6) 動力盤、低圧盤、監視盤等の操作、点検
 - (7) ディーゼル機関の分解整備
 - (8) その他各施設の操作、点検
 - (9) 各施設の清掃、ポンプ場内の緑地整備
 - (10) その他上記事項の関連指示事項
- (従事者名簿及び変更届の提出)

第6条 乙は、契約後従業員名簿及び従業員の配置表を書面にて提出し、また契約期間中に異動がある場合は速やかに書面にて提出するものとする。

2 前項における従事者名簿の内容は、従事者の氏名、業務分担等とする。

(業務総括責任者の選任)

第7条 乙は、業務を適正かつ円滑に遂行するために、前条第1項による従事者名簿の中から、業務総括責任者を選任し、甲に届け出るものとする。なお、異動又は変更した場合も同様とする。

(業務総括責任者の職務)

第8条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、従業員の指導、監督を行うこと。
- (2) 契約書、仕様書、その他関係書類（現場説明を含む。）から、業務の目的、内容を十分理解すること。
- (3) 完成図書、取扱説明書等から施設の機能を完全に把握し、効果的、経済的に運転すること。
- (4) 従業員の現場研修を行い、技能の向上、事故防止に努めること。
- (5) 常に状況を的確に把握し、緊急時に直ちに連絡、対処できる状態にしておくこと。

(従業員の服装)

第9条 勤務中は、作業に適した帽子、服、ズボン、靴等を着用し清潔を保つこと。

(業務の報告)

第10条 乙は、次の各号に掲げる書類又はその内容が記載されているものを甲が指示する期日までに提出しなければならない。

- (1) 勤務編成表 施設勤務者の把握

- (2) 運転日報及び月報、年報 各設備の運転及び作業記録
- (3) 機器点検表 機器の状態の把握
- (4) 支給品受払報告書 支給品の在庫確認
- (5) その他甲が指示する書類

2 契約期間が満了したときは、完了届を提出しなければならない。

(運転日及び運転時間)

第11条 業務については、1日2回以上の巡視・点検とし、降雨時又は降雨が予想される時は、ポンプ運転の適切な対応をおこなうこと。また放流先の加太湾で養殖している海産物に損害を与えないよう堤川の潮位等を考慮し、適切な時期・時間にポンプ運転の対応をしなければならない。

(経費、資材の負担区分)

第12条 運転管理業務に必要な経費、資材の負担区分は次によるもの以外は乙の負担とする。

- (1) 電力
- (2) 用水
- (3) 小修理に要する資材
- (4) その他係員が認めるもの

(施設の使用許可)

第13条 乙において、業務が能率的かつ効果的に行われるために、次の施設等を契約期間中貸与するものとする。使用については、細心の注意を持ってこれに当たり、使用施設に係る消耗品等の経費は、乙の負担とする。

- (1) 運転管理室
- (2) 控室
- (3) 各施設装置の規格工具
- (4) その他係員が必要と認めるもの

(清掃、整理)

第14条 乙は、業務範囲内の施設、建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(損害補償)

第15条 乙の責による原因によって、事故が生じた場合(施設の破損・性能低下等)は、乙の負担により甲が指定した期間に補償、取り替え等、その他必要な措置を講ずること。なお、甲、乙のリスク分担は別紙2に定めるとおりとする。

(雑則)

第16条 本仕様書に明記されていない事項については、係員の指示に従うものとする。また、指示されていない事項であっても運転操作上、当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行われなければならない。

2 運転等にかかる資料の提出を係員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 乙は、常に場内全般火災、盗難等の予防取締り並びに警戒に努め、事故等の発生したときは、適切な処置を講じると共に、係員の指示に従わなければならない。

4 乙は、本仕様書に基づくほか、係員の指示に従い業務の完遂を期さなければならない。

5 No.2ポンプ及び駆動用ディーゼル機関(1975年[昭和50年]製)は経年設備であるので、乙は本委託業務の契約期間中、善良なる注意義務をもって、保守・点検を確実に行うものとする。

6 乙は、加太漁業協同組合と十分調整を行いポンプ稼働の際、苦情にならないよう配慮すること。

7 本施設はトイレを備えていない。

(疑義)

第17条 本仕様書に疑義が生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

加太雨水ポンプ場 主要機器一覧表

大分類	中分類	小分類	設備名称	形式	仕様
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	No. 1流入ゲート	電動ラック式鋼製ローラーゲート (ピンジャッキ式)	幅1800mm×高1500mm, 設計水深3.75m,
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	No. 2流入ゲート	電動ラック式鋼製ローラーゲート (ピンジャッキ式)	幅1800mm×高1500mm, 設計水深3.75m
付帯設備	ゲート設備	流入ゲート	No. 3流入ゲート	電動ラック式鋼製ローラーゲート (ピンジャッキ式)	幅1200mm×高1200mm, 設計水深3.75m
付帯設備	ゲート設備	バイパスゲート	バイパスゲート	電動ラック式鋼製スライドゲート	幅1200×高1200, 揚程1.3m
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	No. 1手掻スクリーン	バースクリーン	水路幅3600mm, 水深3750mm,
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	No. 2手掻スクリーン	バースクリーン	水路幅3600mm, 水深3750mm,
沈砂池設備	スクリーンかす設備	スクリーン	No. 3手掻スクリーン	バースクリーン	水路幅1700mm, 水深3750mm,
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	No. 1雨水ポンプ	横軸斜流ポンプ	φ1200, 155.2m ³ /min, 3.6m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ポンプ本体	No. 2雨水ポンプ	横軸斜流ポンプ	φ1200, 155.58m ³ /min, 3m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	減速機	No. 1減速機	遊星歯車減速機	減速比1:5.714
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	減速機	No. 2減速機	遊星歯車減速機	減速比1:6
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ディーゼル機関	No. 1原動機	立型水冷4サイクルディーゼル機関	1000min ⁻¹ , 電動機出力129kW
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	ディーゼル機関	No. 2原動機	立型水冷4サイクルディーゼル機関	1500min ⁻¹ , 200PS
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	吐出弁	No. 1吐出弁	電動バタフライ弁	φ1200, 常用圧力0.3kg/cm ²
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	吐出弁	No. 2吐出弁	電動バタフライ弁	φ1200, 常用圧力0.3kg/cm ²
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	逆止弁	No. 1逆流防止弁	フラップ弁	φ1350
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	逆止弁	No. 2逆流防止弁	フラップ弁	φ1350
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	逆止弁	No. 3逆流防止弁	フラップ弁	φ350
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	冷却器	No. 1冷却水ポンプ	自吸式渦巻ポンプ	φ65×0.404m ³ /min×13m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	冷却器	No. 2冷却水ポンプ	自吸式渦巻ポンプ	φ65×0.404m ³ /min×13m
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	真空ポンプ	真空ポンプ	水封式真空ポンプ	φ65×3.5m ³ /min×12kPa
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	空気圧縮機	No. 1空気圧縮機	空冷2段圧縮機	吐出量6.0m ³ /h, 吐出圧力2.94MPa
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	空気圧縮機	No. 2空気圧縮機	空冷2段圧縮機	吐出量6.0m ³ /h, 吐出圧力2.94MPa
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	空気圧縮機	No. 1空気槽	2連式	100L×2
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	空気圧縮機	No. 2空気槽	2連式	100L×2
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	消音器	No. 1排気消音器	2段式排気消音器	(一次) φ530×1590Lmm,
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	消音器	No. 2排気消音器	2段式排気消音器	(一次) φ530×1590Lmm,
ポンプ設備	雨水ポンプ設備	燃料タンク	燃料小出槽	銅板製角形槽	1000W×1000D×1540H, 有効容量1200L
付帯設備	クレーン類物あげ設備	クレーン類物あげ装置	雨水ポンプ吊上装置	天井クレーン	7.5t
付帯設備	ゲート設備	流出ゲート	放流ゲート	手動ラック式鋼製ローラーゲート	
電気計装設備	自家発電設備	発電機	自家発電機装置	屋内キュービクル型(長時間形)	
電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	引込開閉器盤	屋外壁掛形	
電気計装設備	監視制御設備	操作盤	流入ゲート制御盤	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	流入ゲート現場操作盤	屋外スタンド形	
電気計装設備	計測設備	レベル計	冷却水槽水位計	フロート式	
電気計装設備	計測設備	レベル計	ポンプ井水位計	投込式	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	バイパスゲート制御盤	屋外壁掛形	
電気計装設備	計測設備	レベル計	外水位計(電波レベル計)	電波式	
電気計装設備	計測設備	温度計	冷却水槽温度計	測温抵抗体式	
電気計装設備	受変電設備	低圧主幹盤	受電分岐盤(L01)	屋内自立閉鎖形	
電気計装設備	監視制御設備	通信装置	非常通報装置		
電気計装設備	自家発電設備	補機盤	補機盤(P03)	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	No. 1雨水ポンプ 現場操作盤(P01)	屋内自立形	
電気計装設備	監視制御設備	現場盤	No. 2雨水ポンプ 現場操作盤(P02)	屋内自立形	
電気計装設備	自家発電設備	燃料タンク	燃料小出槽	銅板製溶接製角形	300L
電気計装設備	自家発電設備	消音器	消音器	円筒形、壁架台上設置	
電気計装設備	計測設備	雨量計	雨量計	転倒ます形	
電気計装設備	計測設備	雨量計	降雨強度計	水滴計数式	
電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	充電器盤	直流電源盤 (蓄電池・整流器)	屋内自立形	
電気計装設備	制御電源及び計装用電源設備	鉛蓄電池(長寿命型)	蓄電池	長寿命型	

別紙 1

引継事項

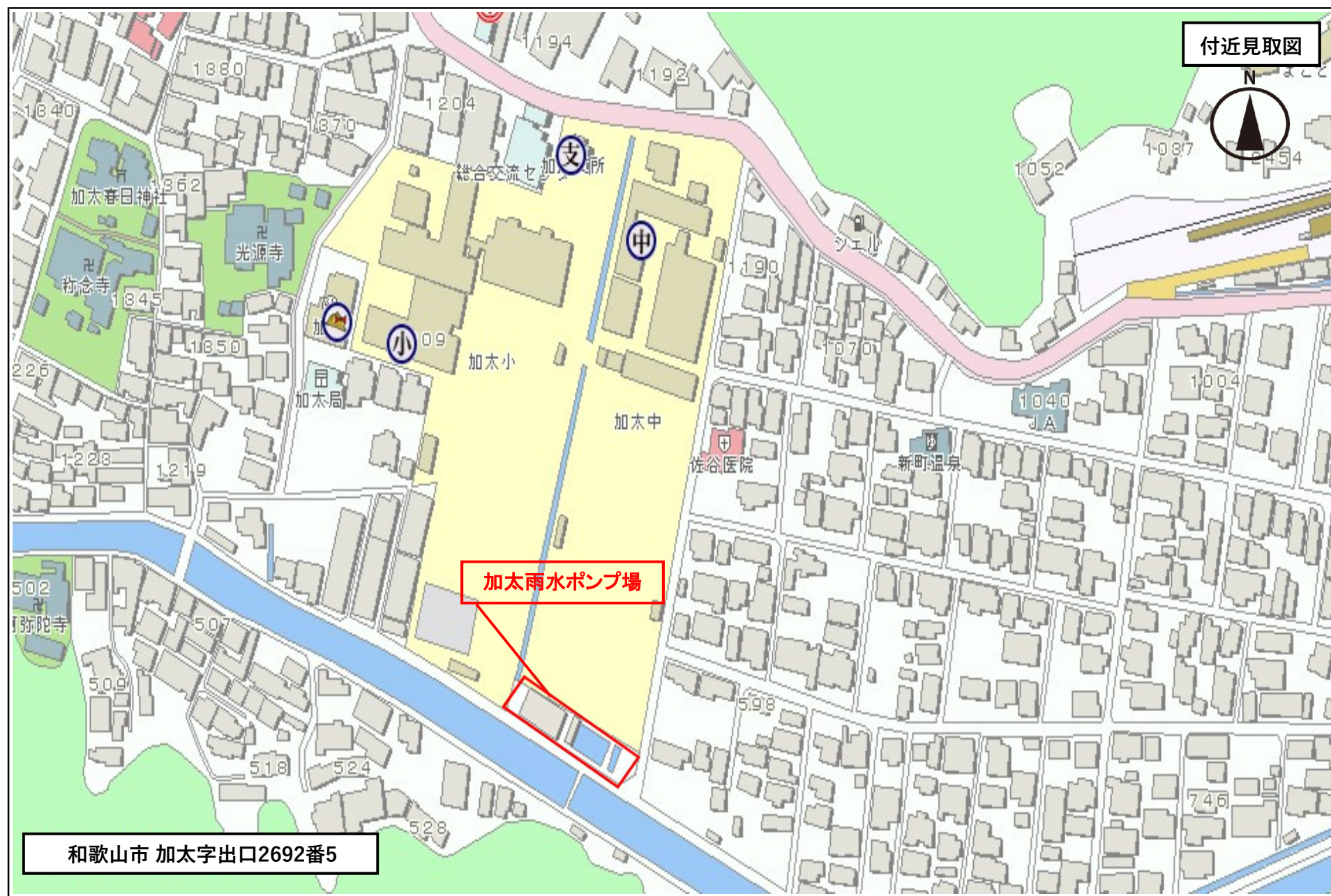
乙は、下記項目について引継事項を作成し、次の受託者に引き継ぐものとする。

○引継項目

1. 加太雨水ポンプ場に関すること
 - (1) 電気計装設備類の保守整備履歴
 - (2) 機械設備類の保守整備履歴
 - (3) 運転操作の詳細（故障・警報対応含）
 - (4) 運転操作手順
 - (5) 降雨時及び降雨後の対応（放流先の状況に応じた対応方法）
 - (6) 各機器の点検及び整備方法
2. 引継年度の年報のデータ
3. その他業務を遂行するにあたり必要な事項

リ ス ク 分 担 表

項目	リスクの種類	リ ス ク の 内 容	負担者	
			甲	乙
一般 共通	法令・法制度及び関係規制の改正・変更	管理業務に直接関係する法令・法規等の改正・変更	○	
		法令・法規等の改正・変更等により追加投資が必要となる場合	○	
	政治・政策等	政治・政策等の方針転換、議会等による議決・承認、財政破綻等による債務不履行又は支援、許認可の取得等に係わるもの	○	
	第三者賠償責任	運転管理業務による騒音・振動等の場合	協議	
	住民問題	公共下水道事業に対しての住民反対運動、訴訟等による運転の遅延、管理強化による業務遅延又は停止、コストの増大等	○	
		運転管理に関する住民反対運動、訴訟等	○	
	事故の発生	運転管理業務に起因した事故発生等の対処		○
	環境問題	運転管理業務をする上での環境破壊等の対処	協議	
		公害・環境問題及び訴訟等に伴う運転・計画の遅延、管理強化による業務遅延又は停止、コストの増大等	○	
	業務の中止・延期	甲の指示、議会等の不承認によるもの	○	
		運転管理に必要な許認可等の遅延によるもの	○	
		乙が、運転管理業務放棄等の場合		○
	不可抗力	天災又は暴動等による業務内容の変更・中止・延期の場合	協議	
	債務不履行	乙及びその関係者の債務不履行による事業破綻、契約破綻等の場合		○
	事故及び労災等	乙の責めによる運転管理業務における従事者の事故・労災等及びその裁判費用又は労災賠償金が発生する場合		○
		上記以外に、従事者からの起訴による賠償金が発生する場合		○
運営	説明責任	甲の条件提示・指示の不備、変更によるもの	○	
		甲の指示による乙の不備によるもの		○
	甲からの賠償責任要求	運転に際して乙の責任で事故等が発生し、甲から賠償責任を追及されることにより、業務運営が中断する場合		○
		甲から賠償責任追及の際の裁判費用、賠償金の支払いが発生する場合		○
		上記賠償責任に関し、業務継続のための改修・改善に伴う追加投資		○
	計画等の変更	計画・用途の変更等、甲の責による業務内容の変更	○	
	施設等の損傷	運転管理業務に係わるうえで生じた事故・災害による施設等の損傷	協議	
		上記以外の事故・災害・天災・暴動等による施設の損傷	○	



付近見取図



加太雨水ポンプ場

和歌山市 加太字出口2692番5

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は加太雨水ポンプ場運転管理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 この契約の期間は、契約日の翌日から令和12年3月31日までとする。

2 契約期間のうち令和9年3月1日から令和12年2月28日までを委託業務期間とする。

3 契約日の翌日から令和9年2月28日までの期間を業務準備期間、令和12年3月1日から同月31日までの期間を業務引継期間とする。

4 前項の業務引継期間に要する費用は全て本契約書前書きの乙の負担とする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

2 乙は、新たな受注者が決定された場合、又は契約解除により乙が変更になる場合は、速やかに新たな受注者に対して仕様書に定める業務を遂行できるよう引継ぎ研修を誠実に行わなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の総額は、
、
円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、令和9年3月から令和12年2月まで分1か月当たりの額は、
、
円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若し

くは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の履行不能)

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲乙協議して定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(履行遅滞に係る遅延賠償金)

第11条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間内に委託業務を完了することができない場合において、契約期間後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、乙から遅延賠償金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項の遅延賠償金は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(確認)

第12条 乙は、毎月、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、甲の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第13条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して

委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

- 第14条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- （1）契約期間中に委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - （2）債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - （3）第22条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
 - （4）事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第15条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1）乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行っ

た場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第18条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第14条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（乙の不完全履行責任）

第19条 甲は、乙がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、乙に対し、完全な履行を請求することができる。

2 甲は、乙に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第20条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第21条 乙は、委託業務を履行するに際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう

指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、委託業務の履行過程において、作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、また譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。
(個人情報取扱特記事項の遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関し、甲と乙との間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第25条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市公営企業管理者

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

1 委 託 名 称 加太雨水ポンプ場運転管理業務委託

2 委 託 番 号 55

3 担 当 課 下水道管理課

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年11月13日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。